

日高町立厚賀小学校いじめ防止基本方針

令和5年3月改訂

「いじめ防止対策推進法」の第13条の規定により、この基本方針を定める。

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、当該児童が、一定の人間関係がある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものである。「けんか」や「ふざけ合い」、「インターネットへの書き込み」等の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものである。

本校では、全ての教職員が、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない。」という基本認識に立ち、全児童が明るく楽しい学校生活を送ることができるように、『日高町立厚賀小学校いじめ防止基本方針』を策定する。

2 いじめ防止・解消のための基本姿勢

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りに努める。
- (2) 児童一人一人の自己存在感・自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、定期的なアンケート調査をはじめ、きめ細かな観察、声かけなど様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために該当児童の安全を保障するとともに、校内はもとより、関係機関・団体、専門家などと協力して解決に当たる。
- (5) 学校と家庭が連携・協力して、事後の指導に当たる。

3 いじめの未然防止

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気作りに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすく楽しい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもてるようにする。

道徳の時間を要として、全ての教育活動を通して「命の大切さ」と「思いやり」についての学習を充実させる。また、自己存在感・自己有用感を大切にし、自尊感情を育むような指導に努め、「いじめは絶対に許されないこと」という認識をすべての児童がもてるようにする。同時に、いじめを見て見ぬふりをするのは、いじめに加担することであることを自覚させる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作り
 - ① 学年での取組
学級の諸問題を話し合う学級会の実施 等
 - ② 児童会の取組
ハッピーレターの実施 等
 - ③ 全校の取組
平和を考える集会の開催 等
- (2) 児童一人一人の自己存在感・自己有用感の高揚及び自尊感情の育成
 - ① 毎日の授業構成
 - ア. 活動の「機会」の設定と工夫
「発言する」「話し合う」「体験的な活動を行う」「自己決定する」機会を設定する。
 - イ. 効果的な「場」の設定と工夫
学習活動に最も適し、児童が活動しやすい場所や児童の主体的な活動が生まれ、学習効果が期待できる場を準備し、自ら学ぶことを日常的に支援できるようにする。
 - ウ. 学ぶ「時」の尊重と保障
「時間の意識」の向上を図り、限られた時間を有効に使う意識を高める。また、児童には「考える時間」「話し合う時間」「発言・発表する時間」「書く時間」「体験的な活動を行う時間」などを保障するとともに、学習内容の定着の程度を確認し、実態に応じて復習する時間を設定する。

エ. 「人」とのかかわり

活動のねらいを明確にし、ペアや班での話し合いや教え合いによる学び合う対話的な学習を意図的・積極的に行う。また、体験的な学習活動を大切に、実感をとめないつつ児童同士のかかわりにより学びを共有できるようにする。

オ. 「教材・教具」の工夫

基礎基本の定着により自信をもてるようにするために、「分かる・できる」を実感できる「教材・教具」、また児童個々の多様な学習活動を保障する「教材・教具」の準備を工夫する。

② 学校生活全般をとおした指導

ア. 一人一人のよさを実感（自己存在感）

一人一人がかけがえのない存在であることを常に児童に意識させるとともに、一人一人の考え方・感じ方・行い方・表現の仕方などに内在する「その児童なりのよさ」を取り上げ、本人はもとより学級全体にそのことを気づかせる。

イ. 一人一人の活躍を保障（自己有用感）

様々な活動を通して「自分にもできる」「自分も役立っている」といった有用感と可能性を実感できる働きかけをする。

ウ. 子供の活動を明確化（安心感のある生活）

一部の児童ではなく、全員参加の授業・活動等により、すべての子供が「いごちのよい学校」でありつづけ、教師も指導言（指示・発問・説明）や評価（フォロー等）、助言など、適切な言葉かけを工夫することで児童の主体的な学びを促す。また、効果的な板書や資料の提示により、視覚的な面からの働きかけを行い児童の主体的な学びを促す。

③ 進路・キャリア教育における指導の充実

学校で友達と共に学ぶことの意義を実感し、学習の目的意識をもたせるため指導を行う。また、自らの進路を見通し、深く考えることで様々な可能性を実感し、そのためのキャリアの大切さと社会で生きる資質・能力（ソーシャルスキル）を身につけさせる。

4 いじめの早期発見・早期解決

(1) いじめの早期発見

- ① 前述の基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的にきめ細かな観察を行い、児童の「小さな変化」を見逃さない。
- ② 「児童の変化」については、朝の打ち合わせや研修、職員会議の生徒指導交流などで情報を共有し、より多くの「温かい目」で該当児童を見守る。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせる。また、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談」を行い当該児童から悩みを聞くなどして、いじめの早期発見に努める。場合によっては、保護者からの情報も積極的に受け止め、学校と家庭とが連携して守れる体制をつくる。
- ④ 「いじめに関するアンケート調査」を年2回以上行い、児童の悩みや人間関係を把握し、事実確認を行うなどして、いじめの早期発見に努める。また、いじめの事案について、定められた提出様式を使い、定められた期日までに町教委に報告をする。アンケートや聞き取りで収集した情報は、資料としてまとめて保存しておく。

(2) いじめの早期解決

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、指導部を中心とした組織的な動き、さらには校長をはじめ、全ての教職員が情報を共有して対応を協議し、役割分担を含めて的確で一貫した体制で問題の解決に当たる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の心身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては、保護者との連携を図りながら毅然とした態度で指導に当たる。いじめている側の児童が健全な人間関係を育めるような成長を支援する目的で行う。

- ③ いじめを見て見ぬふりをする傍観者の立場にいる児童にもいじめているのと同様であることを指導する。
- ④ いじめ問題には、校内組織だけではなく、関係機関・団体・専門家などと連携・協力して解決に当たる。
- ⑤ いじめられている児童の心身を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーなどと連携を図りながら、適切に対応して行く。
- ⑥ いじめの解消は、「いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる。」「いじめられている児童及び保護者が心身の苦痛を感じていない。」という2点を判断の基準とする。その際、本人及びその保護者に対し、面談等による確認を要する。
- ⑦ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるように必要な措置を講ずる。

(3) 家庭・地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が発生したときには、①家庭と緊密に連携をとり、いじめを行った側、受けた側の児童の保護者の中で齟齬や軋轢が生じないように、いじめの事案に係る情報を両保護者と共有するための必要な措置を講ずる。学校の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友人関係についての情報を収集し、互いに情報を共有した上での指導に生かす。
- ② 状況に応じて、教育委員会や人権擁護委員会、いじめ窓口相談、警察などとの連携を図る。
- ③ 生命・身体に重大な被害が生じるおそれのあるときは、直ちに警察に通報し、援助を求める。

5 いじめ問題に取り組むための組織体制の構築

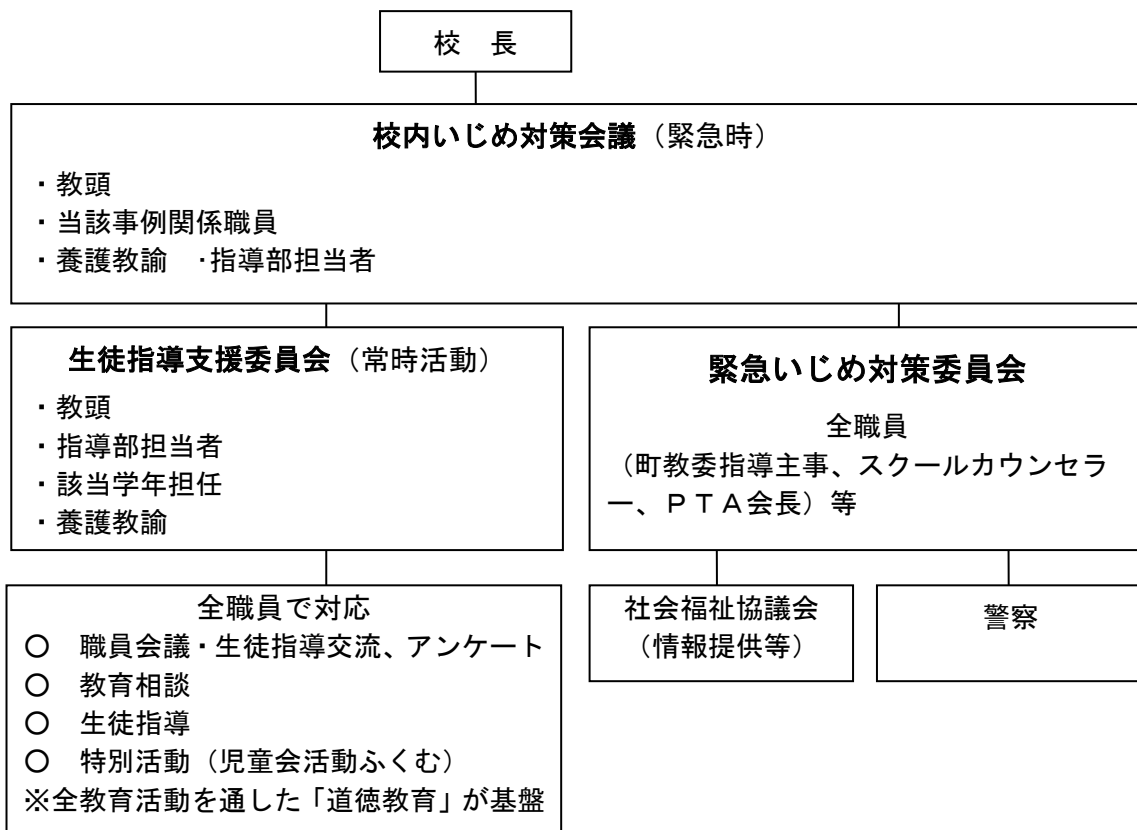
(1) 校内組織

- ① 学級経営交流会（困り感のある児童）の開催
定期的に全教職員で心配される児童について、現状や指導方針などについて情報を共有し、共通行動で対応できるようにする。校内研修のときに「学級経営交流会（困り感のある児童）」の時間を設け、可能な限り情報を共有できるようにする。
- ② 「生徒指導支援委員会」
いじめ防止やいじめ問題解消のための取組を行うため、教頭、指導担当、当該学級担任、養護教諭による「生徒指導支援委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。次に役割を示す。
ア. いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
イ. 学校いじめ防止基本方針に基づく具体的な年間計画の作成や取組の実行、検証、修正を行う。
ウ. いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。
エ. いじめの早期発見・事案対処のためいじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
オ. いじめに係る情報があった時には調査を行い、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。
- ③ 緊急かつ重大ないじめ問題が発生した場合には、発見者がその場において適切な措置を講じるとともに、直ちに教頭に報告する。教頭は校長に報告し、校長の指示により、「校内いじめ対策会議」を開催し、指導体制を構築する。また、緊急職員会議を開催し、全教職員の共通理解のもとに迅速かつ適切に対応する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

重大ないじめ問題の場合で校内組織委員会だけでは解決が困難な場合は、校長、教頭、PTA会長、町教育委員会職員（指導主事）他からなる「緊急いじめ対策委員会」を招集し、連携して問題の解消に当たる。

(3) いじめ対策組織全体図



(4) いじめ対策組織の動き

発見	児童・保護者からいじめに係る報告・相談を受ける、またはいじめが疑われる事案を発見した場合（アンケートを含む）、教職員は指導部担当に報告する。
-----------	------------------------------------------------------------------------

事案 対処	生徒指導支援委員会で対応を検討する。 対応決定後、全職員に情報を共有する。		
	対象	担当	対処内容
	○被害児童への対応	担任 養護教諭	教育相談の実施
	○被害児童保護者への対応	担任	対応についての説明 加害児童の状況報告
	○加害児童への指導・支援	担任 (指導部担当)	いじめの非について考えさせ、よりよい人間関係の構築を目指させる指導
	○加害児童保護者への対応	担任	対応についての説明 被害児童の状況報告
※重大な事案が発生した場合、緊急会議を置く。校内委員会だけでは解決が困難だと判断された場合は、緊急いじめ対策委員会を置く。外部との連絡は教頭が行う。			

↓

生徒指導支援委員会を中心に、全職員で対象児童への支援、指導を行う。

解消	被害児童、被害児童保護者への聞き取りを実施。解消の要件2点に基づき、生徒指導支援委員会の協議により判断する。
-----------	--------------------------------------------------------

6 いじめの早期発見・早期対応のための年間計画

※毎週月曜日放課後学級経営交流会を実施し、生徒指導に係る内容等について交流する。

1 学期		2 学期		3 学期	
期日	活動内容	期日	活動内容	期日	活動内容
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議 学校いじめ防止基本方針の確認（研修①） ・全校参観日 学校いじめ防止基本方針について説明 	10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの把握のためのアンケート調査（2回目） 生徒指導支援委員会の開催 	1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・6 学年へ SOS の出し方に関する教育の実施
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修 学級経営交流会及び困り感のある子の共有、生徒指導に係る共通理解（研修②） 	12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・参観日にて全学級道徳授業の公開 ・各担任による取組の点検・評価 いじめの早期発見のためのチェックリスト活用 	3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・年度末反省会議 年間の取組についての総括・評価（研修③） 学校いじめ防止基本方針の見直しと次年度の計画立案
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの把握のためのアンケート調査（1回目） 生徒指導支援委員会の開催 				
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・各担任による取組の点検・評価 いじめの早期発見のためのチェックリスト活用 				

いじめの早期発見のためのチェックリスト

〈記入日 年 月 日〉

次の項目に当てはまる児童がいる場合には、横に名前を記載してください。

【日常の行動や様子等】

項 目	児童氏名
<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。	
<input type="checkbox"/> 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。	
<input type="checkbox"/> 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。	
<input type="checkbox"/> 教職員の近くにいたがる。	
<input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える。	
<input type="checkbox"/> 休み時間に一人で過ごすことが多い。	
<input type="checkbox"/> 交友関係が変わった。	
<input type="checkbox"/> 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。	
<input type="checkbox"/> 表情が暗く（さえず）、元気がない。	
<input type="checkbox"/> 視線をそらし、合わそうとしない。	
<input type="checkbox"/> 衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる。	
<input type="checkbox"/> 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。	
<input type="checkbox"/> 体に擦り傷やあざができていことがある。	
<input type="checkbox"/> けがをしている理由を曖昧にする。	

【授業や給食の様子】

<input type="checkbox"/> 教室にいつも遅れて入ってくる。	
<input type="checkbox"/> 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。	
<input type="checkbox"/> 発言したり、ほめられたりすると冷やかしやからかいがある。	
<input type="checkbox"/> グループ編成の際に、所属グループが決まらず、孤立する。	
<input type="checkbox"/> グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。	
<input type="checkbox"/> 給食の際に配膳されなかったり、量を減らされたりする。	
<input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする。	

【放課後の様子】

<input type="checkbox"/> 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。	
<input type="checkbox"/> ごみ捨てなどいつも人の嫌がる仕事をしている。	
<input type="checkbox"/> 一人で下校することが多い。	